

## 業務委託仕様書

### 1 委託事業の名称

台湾南部からの誘客促進キャンペーン事業

### 2 委託期間

契約締結日より令和9年3月19日（金）まで

### 3 委託事業の目的

令和7年7月に高雄一仙台直行便が就航したことから、今後訪日客数の増加が見込まれる「台湾南部」からの誘客を更に拡大するため、6月～10月（グリーンシーズン）の高雄一仙台便の利用促進に特化したキャンペーンを実施し、高雄便利用客数の拡大及び、仙台市内における滞在時間の延長及び周遊促進を目的とするもの。

### 4 委託事業遂行上の基本的事項

- (1) 第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。
- (2) 本プロポーザルは、年度開始前の契約準備行為であるため、正式な契約は令和8年度予算が発効する令和8年4月1日以降に行うものとする。

### 5 委託事業内容

- (1) 高雄一仙台便の利用者に対する特典の抽選～提供スキームの構築と運営事務局業務
    - ・高雄一仙台便の利用者<sup>1</sup>に対する特典を企画すること。また、抽選から提供までのスキームを構築または既存のものを活用すること。なお、特典は原資を4,500千円以上<sup>2</sup>とする。
    - ・特典は仙台市内事業者に還元がある形とすること。なお、参画事業者の募集や折衝及び実際に送金手続きなどが発生する場合はその業務を担うこと。
    - ・特典の利用または配布状況についてデータで管理を行い、毎月報告を行うこと。
- ※特典の内容や提供方法については、公益財団法人仙台観光国際協会（以下、「協会」という。）と協議のうえ決定するが、提案時には想定の特典内容・提供方法について具体的に提案すること。

---

<sup>1</sup> 利用者は高雄発仙台便に搭乗する台湾からの旅客のみとする。

<sup>2</sup> 月12便（満席180席）×15名（8割搭乗・内10%程度当選）×5千円×5か月以上相当を想定する。

#### (2) 当該キャンペーンのプロモーション業務

- ・当該キャンペーンのプロモーションは、台湾現地に最も訴求効果が得られる方法で実施すること。なお、仙台市では高雄一仙台便を運航しているタイガーエアー社と連携したプロモーションを実施する予定であることから、本事業内ではそれ以外の方法で実施することとし、具体的に提案すること。
- ・各プロモーション施策において仙台市が運営するインバウンド向けWEBサイト「Discover SENDAI」へ誘導する動線を設けること。

#### (3) 実施内容に係る報告

- ・事業の実施状況について、本業務の履行期間内は毎月書面での報告を行い、併せて協会が指定する場所にて打ち合わせを行うこと。  
※打ち合わせはオンラインでの実施も可能とする。
- ・協会が指定する場所にて、事業終了後の報告会を実施すること。

#### (4) その他

- ・本事業の目的に合致し、効果的と認められる取組み、または必要と思われる業務がある場合は提案を行うこと。なお、内容については、協会及び受託者が協議のうえ決定する。

### 6 指標

実施内容		KPI
		アウトプット
(1) 運営事務局業務	①市内の利用額（総額）	4,500千円以上
	②市内参画事業者数	50社以上
(2) プロモーション業務	①プロモーション手法	最低でも2種類以上のプロモーション施策を打つこと
	②現地プロモーション	旅行博等で配布が可能なキャンペンチラシ2,000枚を製作・印刷して5月上旬までに納品すること (A4サイズ・両面カラー・Discover Sendaiの二次元コード入)
③抽選申し込み数		100人/1便あたり
(3) 実施状況報告		計6回以上 ※事業終了後の報告会等を含む。

### 7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

### 8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するため必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- (5) 制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関するることは、受託者がその手続きを行うこととする。
- (6) 受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。